

道内20番目の特定信書便事業を許可

— アイ・リンク株式会社の信書便事業の参入 —

北海道総合通信局（局長 ^{とよしま} 豊嶋 ^{もとのぶ} 基暢）は、情報通信行政・郵政行政審議会の答申を受けて、アイ・リンク株式会社（代表取締役 ^{ほんま} 本間 ^{かつゆき} 勝行）から申請のあった特定信書便事業について、本日付で許可しました。

許可を受けている特定信書便事業者数は、北海道内で20事業者（全国では584事業者）となります。

道内における特定信書便事業者の概要は、別紙のとおりです。（別紙は当局ホームページをご覧ください。）

■許可した特定信書便事業の概要

1 事業者名等

アイ・リンク株式会社 北海道札幌市白石区流通センター1丁目5番1号

信書便事業の種類：特定信書便事業

特定信書便役務の種類：

- ・長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書を送達する役務
- ・3時間以内にその信書を送達する役務

2 提供区域

北海道札幌市、江別市、北広島市、石狩市

3 事業開始予定日

令和3年12月1日（水曜日）

※信書便制度

平成15年4月、民間事業者による信書の送達に関する法律（信書便法）が施行され、これまで国の独占とされていた信書の送達事業について民間事業者の参入が可能になりました。事業の開始には許可等が必要です。

詳細は総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/yusei/shinshobin.html>）をご覧ください。

<関連資料>

- ・「特定信書便事業への参入に関する許認可等について」
（令和3年11月26日 総務省報道資料）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu17_02000097.html



当局報道資料は、ホームページでもご覧いただけます。
またソーシャルメディアでも情報発信をしています。

■本報道資料に関する問い合わせ先

連絡先：総務部

担当：戸田信書便監理官

電話：011-709-2311（内線4684）

・ Facebook（<https://www.facebook.com/08hokkaidoBt>） ・ Twitter（<https://twitter.com/08hokkaidoBt>）

道内における特定信書便事業者の概要

事業者	所在地	(事業許可順) 提供役務(※)		
		1号	2号	3号
有限会社札幌郵送	札幌市白石区中央2条1丁目1番33号	○	○	○
毎日軽自動車運送事業協同組合	札幌市白石区流通センター5丁目6番65号	○	○	
株式会社セイコーフレッシュフーズ	札幌市白石区流通センター7丁目9番35号	○		
キョーツー株式会社	函館市西桔梗町863番地の4	○		
ヴィング運送協同組合	札幌市白石区菊水6条2丁目6番26号	○	○	○
共通運送株式会社	札幌市白石区平和通11丁目北6番19号	○	○	○
株式会社富田通商	北見市東相内町54番地1	○	○	
心陽軽自動車運送協同組合	札幌市白石区東米里2194番2	○	○	
有限会社マルケー物流	札幌市厚別区厚別南5丁目9番17号	○	○	○
北ガスサービス株式会社	札幌市東区北7条2丁目1番1号	○	○	
下村速配有限会社	札幌市白石区南郷通3丁目南8番25号	○	○	○
札幌急配株式会社	札幌市手稲区手稲山口315番地6	○		○
大和梱包株式会社	札幌市白石区菊水8条4丁目2番25号	○	○	○
武田運輸株式会社	札幌市東区北丘珠2条4丁目2番地7号	○		
ALSOK北海道株式会社	札幌市北区北7条西4丁目3番地1	○		○
株式会社YKサービス	江別市野幌末広町27番地の2	○		○
赤帽北海道軽自動車運送協同組合	札幌市東区北30条東20丁目7番3号	○		○
北海道フーズ輸送株式会社	石狩市新港西一丁目702番地22	○		○
株式会社道新サービスセンター	札幌市中央区大通西十八丁目1番30号			○
アイ・リンク株式会社	札幌市白石区流通センター1丁目5番1号	○	○	

(20事業者：令和3年11月26日在)

- (※) 1号役務：長さ、幅及び厚さの合計が73cm超又は重量が4kg超の信書を送達する役務
 2号役務：信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務
 3号役務：料金が800円を超える信書を送達する役務